



平成25年11月5日

各位

株式会社雪国まいたけ
代表取締役社長 大平 喜信
(コード番号 1378 東証第2部)
問合せ先 取締役兼執行役員
管理本部長 吉川 博志
(TEL. 025-778-0111)

社内調査委員会の調査報告書の受領及び当社の対応について

当社は、平成25年10月25日付「不適切な会計処理が行われていた可能性についてのお知らせ」にて公表をいたしましたとおり、不適切な会計処理が行われた可能性があることが判明したため、速やかに社内調査委員会を設置し、過去の会計処理の内容及びその原因となる取引等につき、調査を進めてまいりました。

この度、社内調査委員会より、本日付で社内調査報告書（以下「本報告書」といいます）が当社取締役会に提出されましたので、その内容につきましてご報告いたします。また、本報告書の提出をうけ、本日開催の取締役会にて、今般の不適切な会計処理に関する関係者の処分及び再発防止策等について決議いたしましたので、合わせてご報告いたします。

株主様はじめ関係者の皆さまには多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、心より深くお詫び申し上げますとともに、今後全力で社内体制の再構築と信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本報告書の内容

(1) 不適切な会計処理の概要

過年度における会計処理の一部について下記の調査を行った結果、過年度の会計処理の修正をする必要があると記載されております。

① 過去に取得した土地の資産計上方法の妥当性について

平成7年から10年にかけて土地開発時に建設仮勘定に計上した費用については、平

成 10 年に中止した後、平成 12 年から 19 年にかけて別に土地開発した案件に係る土地勘定に計上しているが、計上に至った経緯等を検証した結果、当該土地の取得価額を構成するものではなく、当初の土地開発計画が中止となった時点（平成 11 年 3 月期）で費用計上すべきものであった。

② 一部事業用資産の減損について

一部事業用資産の減損の必要性を検討し、各不動産の当時の利用状況、その後の利用目的などを総合的に検討した結果、下記 2 物件は、平成 18 年 3 月期に遡って減損処理をする必要がある。

- ・ 日高配送センター及び日高工場
- ・ 西新宿 YM ビル

③ 過年度における広告宣伝費の会計処理について

当社と広告代理店との間で、平成 23 年 9 月に契約締結した広告宣伝費は、平成 24 年 3 月期から平成 26 年 3 月期の期間にわたり 30 回分割で費用計上しているが、大部分が平成 24 年 3 月末までに終了しているため、平成 24 年 4 月以降の期間に属する一部の費用を除き、契約年度である平成 24 年 3 月期に費用計上する必要がある。

(2) 不適切な会計処理の原因等

不適切な会計処理の発生原因等として下記 6 点について問題があったと記載されております。

- ・ 経営者のリーダーシップ
- ・ 経営管理組織の機能
- ・ 幹部社員のコンプライアンス意識
- ・ 業務プロセスにおける内部統制
- ・ 会計監査人に対する対応
- ・ 監査役会の機能

(3) 再発防止策の提言

以下のとおり、今後すみやかに実施すべき再発防止策の提言を頂いております。

① 全社的な内部統制に対する是正・強化策

全社的な経営方針、財務方針、組織の運用体制、マネジメント・レベルにおける意思決定プロセスのあり方について見直しと強化が必要と認められる。

- ・ 経験豊富な独立取締役の増員等による取締役会機能の強化
- ・ 執行役員制度の見直し
- ・ 職務権限規定の見直し

- ・ 業務プロセスにおける内部統制の強化・是正
- ・ 内部監査の強化
- ・ 内部通報制度の周知徹底

② 経営幹部・中堅幹部のコンプライアンス意識の確立

社内教育に加え、外部専門家による取締役および幹部のコンプライアンス意識の向上をはかる。

2. 不適切な会計処理にかかる修正に伴う連結財務諸表への影響

今回の不適切な会計処理等が平成 26 年 3 月期第 1 四半期までにおける当社連結財務諸表に与える影響額の累計は下記のとおりであります。(百万円以下は切り捨て)

- ・ 土地取得価格の修正(平成 11 年 3 月期 Δ 716 百万円)
 - ・ 固定資産の減損(平成 18 年 3 月期～平成 26 年 3 月期第 1 四半期 Δ 470 百万円)
 - ・ 減価償却の修正(平成 18 年 3 月期～平成 26 年 3 月期第 1 四半期 +11 百万円)
 - ・ 広告宣伝費の修正(平成 24 年度 3 月期～平成 26 年 3 月期第 1 四半期 Δ 180 百万円)
 - ・ 税効果会計に係る修正(平成 24 年 3 月期～平成 26 年 3 月期第 1 四半期 Δ 26 百万円)
- 連結貸借対照表に与える影響額累計 (Δ 1,384 百万円)

各年度における連結財務諸表への影響は、添付しました「社内調査報告書(要約版)」に記載のとおりです。

なお、当事業年度第 2 四半期の業績への影響につきましては、平成 25 年 11 月 14 日に開示する予定であります。

また、現時点においては、今期の第 2 四半期及び通期連結業績予想の修正はございません。

3. 当社の今後の対応

今後の対応について

当社は、平成 6 年 3 月に新潟証券取引所に上場(新潟証券取引所は、その後東京証券取引所と統合したことにより平成 12 年 3 月より東京証券取引所第 2 部市場となる)して以来、平成 24 年 3 月期まで継続的に株主配当を実施しておりますが、前掲の過去決算の修正により、平成 24 年 3 月期は配当可能剰余金がゼロとなり、平成 24 年 3 月期に実施した株主配当金 133 百万円は、全額違法配当の状態となっている可能性があり、その場合当社としては、速やかに今後の対策について検討します。

不適切な会計処理に関する修正に基づいた過年度決算書類等の修正を行い、以下のとおり 11 月 14 日迄に、過年度の有価証券報告書ならびに決算短信の一部修正をする予定であります。

(1) 訂正報告書

- ① 第26期事業年度・四半期会計期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日、但し第1四半期は除く）
- ② 第27期事業年度・四半期会計期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日）
- ③ 第28期事業年度・四半期会計期間（平成22年4月1日から平成23年3月31日）
- ④ 第29期事業年度・四半期会計期間（平成23年4月1日から平成24年3月31日）
- ⑤ 第30期事業年度・四半期会計期間（平成24年4月1日から平成25年3月31日）
- ⑥ 第31期事業年度 第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日）

(2) 訂正決算短信

- ① 第26期事業年度 第2四半期、第3四半期、決算短信
- ② 第27期事業年度 決算短信及び各四半期決算短信
- ③ 第28期事業年度 決算短信及び各四半期決算短信
- ④ 第29期事業年度 決算短信及び各四半期決算短信
- ⑤ 第30期事業年度 決算短信及び各四半期決算短信
- ⑥ 第31期事業年度 第1四半期会計期間 決算短信及び四半期決算短信

5. 経営責任と社内処分について

当社は、上場企業としての責任を厳粛に受け止め、本件の経営責任を明確にするとともに、以下の社内処分を行うこととしました。また、他の幹部につきましても社内規則に則り、当該関係者の処分を行います。なお、監査役からは報酬の自主返納の申し入れがございました。

- (1) 本日の取締役会において、大平喜信代表取締役社長から、取締役辞任の表明がありました。詳細に関しては、本日開示致しました「代表取締役の異動（社長交代）に関するお知らせ」に記載のとおりです。

(2) 取締役の処分

取締役兼執行役員	大平 洋一	月額報酬 40%減額を 3 か月
取締役兼執行役員	鈴木 邦夫	月額報酬 40%減額を 3 か月
取締役兼執行役員	南雲 朗浩	月額報酬 20%減額を 3 か月

6. 再発防止策

- (1) コンプライアンスの徹底と規程類の改訂

現行の「行動憲章」「倫理・法令遵守行動基準」「倫理・法令遵守推進規程」を見直

すとともに、経営幹部も含めた全従業員向けに、コンプライアンスの周知徹底とコンプライアンス意識の向上を目的とした社内教育を充実させます。

(2) 各種規程集の見直し

職務権限関連規程の見直しとともに職務分掌に関する検討を行うとともに、内部統制の強化を行います。従業員には社内説明会を実施し、関連する社内規程及び関連業務手順の理解とその順守を徹底させます。

(3) 取締役会及び監査役会の更なる活性化

① 取締役会の活性化

経験豊富な社外取締役の増強による取締役会の監督機能の強化と活性化をはかります。

② 監査役会機能の強化

監査役会機能を強化するため、専門知識の豊富な社外監査役の増員を図ります。また、内部監査室と連携し、監査の範囲や頻度の拡充をはかります。

(4) 経営管理機能の強化およびコンプライアンス部門の充実

① 経営管理部門の教育

経営管理に関する知識の習得、教育等を計画的に実施します。

② コンプライアンス委員会の設置

社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の再構築を図ります。

- ・法令遵守等の定期的なモニタリング
- ・コンプライアンス委員会の月1回の開催による研修・啓蒙をはかる

③ 内部監査体制の充実

内部監査員の増強を行い、再発防止の取り組みを強化し、かつ監査対象範囲の拡大を図ります。

④ 内部通報制度の周知徹底

内部通報制度は、利用頻度が低いため、社内報、社内の掲示板、イントラネットを利用し、従業員への周知徹底を促していきます。

以 上

本件に関する総括

本件につきましては、株主様はじめ、みなさまをはじめとする関係各位に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けいたしましておりますことを、深くお詫び申し上げます。

今後、当社グループの全役員及び社員が一丸となって信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

【添付資料】

平成25年11月5日

株式会社雪国まいたけ

取締役会 御 中

社内調査報告書
(要約版)

社内調査委員会

委員長 星 名 光 男

目 次

第1	本件調査の概要	2
1.	社内調査委員会の設置目的	2
2.	社内調査委員会の構成	2
3.	調査期間及び調査対象事項等	2
4.	本件調査の方法等	3
第2	本件調査結果	4
1.	調査結果の概要	4
第3	過年度決算訂正による影響	14
第4	違法配当状態と対応策	14
第5	原因分析，責任の所在及び再発防止策に関する提言	14
1.	原因分析	14
2.	責任の所在	16
3.	再発防止に関する提言	17
第6	社内処分について	19

第1 本件調査の概要

1. 社内調査委員会の設置目的

雪国まいたけ株式会社（以下「当社」という）は、平成25年6月上旬に、当時の当社取締役（平成25年6月27日に開催された定時総会の終結をもって退任）から当社の監査役に対して、当社の会計処理に関する疑義を指摘する文書（以下「告発文」という）が送付されたことを契機として、告発文に記載された事項に限定して、当社の過去の会計処理についての社内調査を開始した。

その後、平成25年8月27日、告発文に記載された事項に関して、証券取引等監視委員会による立入調査を受けるとともに、金融商品取引法26条に基づく報告を求められた。

当社は、社内調査の結果及び証券取引等監視委員会の指摘を踏まえ、過去に不適切な会計処理が行われていた疑義が生じたことから、不適切な会計処理の実態、原因分析及び責任の所在を明確にするとともに再発防止策の立案等が必要であると判断し、平成25年10月18日、当社取締役星名光男（平成25年6月27日に開催された定時総会で選任されており、過去の決算に関与していない）を委員長とする社内調査委員会（以下「本調査委員会」という）を設置し、公正な調査を進めることとした。

2. 社内調査委員会の構成

本調査委員会の構成は以下のとおりである。

委員長：星名 光男（当社取締役）

委員：川村 博（当社社外監査役）

委員：竹中 徹（竹中徹公認会計士事務所 公認会計士）

委員：渋谷 卓司（西村あさひ法律事務所 弁護士）

なお、調査委員のうち、公認会計士竹中徹、弁護士渋谷卓司はいずれも当社と業務上の契約関係などの利害関係を有していない。

3. 調査期間及び調査対象事項等

（1）調査期間

本調査委員会は、平成25年10月18日から平成25年11月4日まで本件調査を行った（以下「本件調査」という）。

(2) 調査事項

当社の意向により、証券取引等監視委員会からの指摘等を踏まえて特に疑義があると考え、当社が選定した次の事項に限定して本件調査を実施した（以下「調査事項」という）。

- ① 滋賀県近江八幡市（以下「近江八幡市」という）における工場進出のための土地取得関連支出の内容
- ② 減損会計基準導入時の不動産の減損処理の要否
- ③ 平成23年9月10日付で締結された広告宣伝業務委託契約に係る会計処理

(3) 調査対象期間

本調査委員会は、金融商品取引法第178条第7項の規定に鑑み、調査対象期間を平成21年3月期から平成25年3月期までの5期及び平成26年3月期第1四半期会計期間とした。ただし、同期間以前の調査事項については、その影響額を把握するため調査期間の期首以前調査事項の属する会計年度まで遡及して検証した。

(4) 調査の限界

本調査委員会は、過去に行われた会計処理の適否を早急に判断し、必要であれば速やかに過年度決算につき訂正すべき内容を明らかにすることを目的とするものであることから、その判断を行うに当たり、必要な範囲に限定して調査を行った。

上記時間的制約に加え、本調査委員会としてヒアリングが必要であると考えた当社関係者の一部については、既に退職しているとの理由により、ヒアリングを実施することができず、ヒアリングを実施することができた当社取締役及び従業員においても、記憶が明確でない旨の説明に終始することが少なくなかった点など、調査事項とした会計処理が行われた具体的経緯についてはなお十分明らかでない点があるものの、調査により、本件調査対象につき、その会計処理が不適切であり、過年度決算の修正を要することが判明したことから、取り急ぎ本報告書においてその内容を報告するものである。

4. 本件調査の方法等

(1) 関係者に対するヒアリング

近江八幡市の土地取得関連取引に関しては、当時の土地関連取引の後処理に関わったとされる社内関係者のうち、社長（平成13年当時も代表取締役社長）、

平成11年に入社して当該契約に関与したA氏（平成13年当時の総務係長）、経理部長として当該取引に関する経理処理に関与したT氏（平成8年7月から平成17年12月まで）、当社が土地の取得斡旋を依頼した外部関係者であるK氏からも事実関係の把握のための聴取を行った。なお、社内関係者のうち、F氏、KS氏、I氏及びH氏については、既に退職しているとの理由により、聴取を行うことができなかった。

減損処理の要否に関しては、社内関係者のうち、HT氏より当時の不動産の利用状況・利用計画などの現状確認のため聴取を行った。なお、社内関係者のうち、過去の管理本部長である、Y氏（平成13年4月から平成17年1月、平成21年6月から平成23年6月まで）は中国現地子会社へ赴任中であり、KS氏（平成17年1月から平成19年6月まで）、M氏（平成19年6月から平成21年6月まで）、U氏（平成23年6月から平成25年5月まで）については、既に退職しているとの理由により、聴取を行うことができなかった。

広告宣伝委託契約に関しては、契約締結に関与した担当者の上司であったO氏（当時の営業本部長）、当該契約の取締役会決議に参加した役員のS氏及び社内関係者のY氏から契約締結の経緯について聴取した。なお、当該契約を締結した担当者のTS氏（当時の係長）については、既に退職しているとの理由により、聴取を行うことができなかった。

（2）内部資料の収集及び精査・分析

調査事項に関連する契約書、出納記録、会計元帳、打ち合わせメモ、取締役会議事録、経営会議議事録、その他関係資料の提供を受けて、精査・検討を行った。

第2 本件調査結果

1. 調査結果の概要

（1）近江八幡市の土地取得関連支出

当社は、平成7年当時、関西地区に生産及び物流拠点を確保するために近江八幡市に工場・物流センターを建設するための土地開発を進め、平成7年10月から平成9年6月までの間に合計716百万円を、土地の取得斡旋を依頼していたK氏の会社に対する手付金等として支出し、建設仮勘定に計上していた。その後、当社は、平成10年に当該地区への進出計画を中止したが、建設仮勘定に

計上した 716 百万円を処理しないまま、代替建設候補地として、滋賀県蒲生郡竜王町（以下「竜王町」という）に平成 12 年から土地開発を進め、平成 19 年に造成を完了している。

当社は、近江八幡市での土地取得関連支出 716 百万円は竜王町の土地開発費用の一部でもある、あるいは、竜王町の土地は、K 氏の会社から相当の価格で取得したものであり、近江八幡市での土地取得関連支出により生じた K 氏の会社に対する 716 百万円の債権は竜王町の土地の代金の一部に充当された、との理由で、造成工事の進捗にあわせて、平成 15 年及び平成 20 年に建設仮勘定に計上した 716 百万円を土地勘定に計上した。

本調査委員会は、近江八幡市の土地開発と竜王町の土地開発との関連性、土地勘定に計上するに至った経緯等を検証した結果、近江八幡市の土地取得関連支出 716 百万円は、竜王町の土地の取得価額を構成するものではなく、近江八幡市での開発計画が中止となった時点で費用計上すべきものであると判断した。

（2）一部事業用資産の減損処理の必要性

平成 18 年 3 月期より「固定資産の減損に係る会計基準」「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計基準」という）が強制適用されることになった。減損会計基準適用初年度において当社が保有する不動産のうち、証券取引等監視委員会の指摘を踏まえて、調査により減損の必要性を検討すべきものとして当社がリストした不動産は次のとおりである。

- ・ 日高配送センター及び日高工場
- ・ 西新宿 YM ビル

本調査委員会は、各不動産の当時の利用状況、その後の利用目的などを総合的に検討した結果、日高配送センター及び日高工場並びに西新宿 YM ビルについては、いずれも、平成 18 年 3 月期に減損処理する必要があると判断した。

（3）広告宣伝業務委託契約に係る会計処理

当社は、平成 23 年 10 月に広告代理店である D 社との間で、平成 23 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までを契約期間として、総額 733 百万円で販売促進及び広告宣伝を委託する旨の平成 23 年 9 月 10 日付けで販売促進及び広告宣伝業務契約（以下「本契約」という）を締結した。当社に保管されている契約書（写し）では、具体的な業務の内訳と対価の対応関係は記載されておらず、支払条件は平成 23 年 10 月末を第 1 回（月額 24 百万円、別途営業管理費 457 千円）とした 30 回の分割支払となっている。当社は、本契約に関して、30 回の分割支払いに応じ平成 24 年 3 月期から平成 26 年 3 月期の期間にわたり分割して広告

宣伝費等として費用計上している。

本調査委員会は、本契約の内容について、平成 23 年 10 月当時に D 社から当社の担当者である TS 氏に送信されたメールデータに添付されていた本契約の契約書案、D 社から入手した資料等を検討した結果、本契約に基づく役務提供（テレビ CM の制作・実施、新聞雑誌等への広告掲載等）は、大部分が平成 24 年 3 月末までに終了していることを確認した。

したがって、当社が平成 24 年 3 月期から平成 26 年 3 月期にわたって分割計上している経理処理は適切ではなく、平成 24 年 4 月以降の期間に属する一部の費用を除き契約年度である平成 24 年 3 月期に費用計上すべきものと判断した。

第 3 過年度決算訂正による影響

1. 不適切な会計処理の項目別・年度別要約

前掲第 2 の調査結果に基づく不適切な会計処理を項目別・年度別にまとめると次のとおりである。

(当期純利益に対する影響額)

(単位：百万円)

不適切な会計処理	平成11年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期
滋賀工場土地取得原価の修正	△ 718		
固定資産の減損			
(1)旧日高工場		△ 81	△ 8
(2)西新宿YMビル		△ 344	△ 3
減価償却費（販管費）の修正		2	2
減価償却費（営業外費用）の修正		0	
広告宣伝費の修正			
税効果会計に係る修正			
合計	△ 718	△ 423	△ 10

(単位：百万円)

不適切な会計処理	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
滋賀工場土地取得原価の修正			
固定資産の減損			
(1)旧日高工場	△ 3	△ 3	△ 1
(2)西新宿YMビル			
減価償却費（販管費）の修正	2	1	1
減価償却費（営業外費用）の修正	0	0	0
広告宣伝費の修正			
税効果会計に係る修正			
合計	△ 2	△ 2	0

(単位：百万円)

不適切な会計処理	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
滋賀工場土地取得原価の修正			
固定資産の減損			
(1)旧日高工場	△ 9	△ 6	△ 6
(2)西新宿YMビル			
減価償却費（販管費）の修正	2	1	1
減価償却費（営業外費用）の修正	△ 1	0	
広告宣伝費の修正		△ 510	258
税効果会計に係る修正		183	△ 183
合計	△ 8	△ 332	69

(単位：百万円)

不適切な会計処理	平成26年 3月期1Q	累計
滋賀工場土地取得原価の修正		△ 716
固定資産の減損		0
(1)旧日高工場	△ 2	△ 122
(2)西新宿YMビル	0	△ 348
減価償却費（販管費）の修正	0	16
減価償却費（営業外費用）の修正	0	△ 5
広告宣伝費の修正	71	△ 180
税効果会計に係る修正	△ 26	△ 26
合計	42	△ 1,384

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。
2. 当期純利益に対する影響額は、個別財務諸表、連結財務諸表とも同額である。
3. 固定資産の減損は、平成 18 年 3 月期以降時価の変動に応じて損失計上している。

2. 過年度決算訂正の方針

下記期間を過年度決算の訂正の範囲とした。決算訂正を行うにあたり、訂正に足る根拠と訂正数字の確認をして各決算期において訂正を行った。なお、平成 21 年 3 月期以前の事象による影響は、平成 21 年 3 月期の期首の利益剰余金に反映した。

第26期事業年度・四半期会計期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日、ただし、第1四半期会計期間を除く）

第27期事業年度・四半期会計期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日）

第28期事業年度・四半期会計期間（平成22年4月1日から平成23年3月31日）

第29期事業年度・四半期会計期間（平成23年4月1日から平成24年3月31日）

第30期事業年度・四半期会計期間（平成24年4月1日から平成25年3月31日）

第31期事業年度 第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日）

3. 連結損益計算書及び連結貸借対照表の主要項目への影響額

各事業年度及び各会計期間において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、総資産、純資産への影響額は、以下のとおりであった。

【連結財務諸表】

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成21年3月期第1四半期	売上高	4,832	4,832	0
	営業利益	△ 809	△ 808	0
	経常利益	△ 906	△ 906	0
	当期純利益	△ 580	△ 583	△ 2
	総資産	32,245	31,089	△ 1,155
	純資産	5,564	4,408	△ 1,155
平成21年3月期第2四半期	売上高	10,090	10,090	
	営業利益	△ 1,402	△ 1,401	0
	経常利益	△ 1,736	△ 1,736	0
	当期純利益	△ 1,123	△ 1,126	△ 2
	総資産	34,894	33,738	△ 1,155
	純資産	4,869	3,713	△ 1,155
平成21年3月期第3四半期	売上高	19,139	19,139	
	営業利益	648	649	1
	経常利益	67	68	0
	当期純利益	△ 67	△ 69	△ 2
	総資産	35,462	34,306	△ 1,155
	純資産	5,653	4,498	△ 1,155
平成21年3月期通期	売上高	25,632	25,632	
	営業利益	1,299	1,301	1
	経常利益	535	536	0
	当期純利益	143	141	△ 2
	総資産	31,605	30,450	△ 1,155
	純資産	5,811	4,656	△ 1,155

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成22年3月期第1四半期	売上高	4,588	4,588	
	営業利益	△ 500	△ 499	0
	経常利益	△ 671	△ 671	0
	当期純利益	△ 414	△ 416	△ 1
	総資産	32,565	31,409	△ 1,156
	純資産	5,061	3,904	△ 1,156
平成22年3月期第2四半期	売上高	9,806	9,806	
	営業利益	△ 512	△ 511	0
	経常利益	△ 897	△ 897	0
	当期純利益	△ 537	△ 538	△ 1
	総資産	35,632	34,475	△ 1,156
	純資産	5,005	3,849	△ 1,156
平成22年3月期第3四半期	売上高	18,613	18,613	
	営業利益	1,546	1,547	1
	経常利益	1,022	1,023	0
	当期純利益	589	588	0
	総資産	34,738	33,582	△ 1,156
	純資産	6,193	5,037	△ 1,156
平成22年3月期通期	売上高	26,140	26,140	
	営業利益	2,699	2,701	1
	経常利益	2,004	2,005	0
	当期純利益	1,143	1,143	0
	総資産	33,239	32,083	△ 1,155
	純資産	7,474	6,318	△ 1,155

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成23年3月期第1四半期	売上高	5,308	5,308	
	営業利益	△ 310	△ 310	0
	経常利益	△ 467	△ 466	0
	当期純利益	△ 244	△ 250	△ 6
	総資産	32,860	31,698	△ 1,162
	純資産	6,419	5,257	△ 1,162
平成23年3月期第2四半期	売上高	11,397	11,397	
	営業利益	△ 317	△ 316	1
	経常利益	△ 690	△ 690	0
	当期純利益	△ 403	△ 408	△ 5
	総資産	35,540	34,378	△ 1,161
	純資産	6,319	5,158	△ 1,161
平成23年3月期第3四半期	売上高	20,075	20,075	
	営業利益	1,495	1,496	1
	経常利益	1,001	1,001	0
	当期純利益	685	679	△ 5
	総資産	38,307	37,145	△ 1,161
	純資産	7,145	5,984	△ 1,161
平成23年3月期通期	売上高	26,520	26,520	
	営業利益	1,488	1,490	2
	経常利益	906	907	0
	当期純利益	700	692	△ 8
	総資産	39,160	38,001	△ 1,158
	純資産	7,081	5,917	△ 1,164

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成24年3月期第1四半期	売上高	4,998	4,998	
	営業利益	△ 1,686	△ 1,686	0
	経常利益	△ 1,853	△ 1,853	0
	当期純利益	△ 1,091	△ 1,097	△ 6
	総資産	39,309	38,144	△ 1,164
	純資産	5,667	4,497	△ 1,170
平成24年3月期第2四半期	売上高	10,235	10,235	
	営業利益	△ 2,821	△ 3,106	△ 284
	経常利益	△ 3,215	△ 3,500	△ 284
	当期純利益	△ 1,869	△ 2,046	△ 176
	総資産	42,046	40,996	△ 1,050
	純資産	4,840	3,499	△ 1,340
平成24年3月期第3四半期	売上高	18,626	18,626	
	営業利益	△ 2,215	△ 2,689	△ 474
	経常利益	△ 2,813	△ 3,288	△ 475
	当期純利益	△ 1,602	△ 1,892	△ 290
	総資産	42,145	41,172	△ 973
	純資産	4,722	3,268	△ 1,454
平成24年3月期通期	売上高	26,042	26,042	
	営業利益	△ 2,407	△ 2,917	△ 509
	経常利益	△ 3,247	△ 3,757	△ 510
	当期純利益	△ 2,171	△ 2,504	△ 332
	総資産	40,484	39,503	△ 980
	純資産	4,169	2,672	△ 1,496

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成25年3月期第1四半期	売上高	5,210	5,210	
	営業利益	△ 1,207	△ 1,152	54
	経常利益	△ 1,416	△ 1,362	54
	当期純利益	△ 851	△ 824	27
	総資産	40,570	39,563	△ 1,006
	純資産	3,213	1,744	△ 1,468
平成25年3月期第2四半期	売上高	10,463	10,463	
	営業利益	△ 2,078	△ 1,962	115
	経常利益	△ 2,536	△ 2,420	115
	当期純利益	△ 1,537	△ 1,471	66
	総資産	41,653	40,624	△ 1,029
	純資産	2,518	1,087	△ 1,430
平成25年3月期第3四半期	売上高	19,379	19,379	
	営業利益	△ 768	△ 580	187
	経常利益	△ 1,452	△ 1,264	187
	当期純利益	△ 1,547	△ 1,436	111
	総資産	40,532	39,471	△ 1,061
	純資産	2,477	1,091	△ 1,385
平成25年3月期通期	売上高	26,509	26,509	
	営業利益	△ 471	△ 211	259
	経常利益	△ 1,384	△ 1,124	259
	当期純利益	△ 1,959	△ 1,890	69
	総資産	39,495	38,320	△ 1,175
	純資産	2,243	815	△ 1,427
平成26年3月期第1四半期	売上高	5,472	5,472	
	営業利益	△ 808	△ 736	71
	経常利益	△ 955	△ 883	71
	当期純利益	△ 614	△ 571	42
	総資産	38,962	37,758	△ 1,203
	純資産	1,737	352	△ 1,384

【個別財務諸表】

(単位：百万円)

		訂正前	訂正後	影響額
平成21年3月期通期	売上高	24,122	24,122	0
	営業利益	982	984	1
	経常利益	402	403	0
	当期純利益	200	198	△ 2
	総資産	30,334	29,179	△ 1,155
	純資産	7,051	5,896	△ 1,155
平成22年3月期通期	売上高	24,402	24,402	0
	営業利益	2,179	2,181	1
	経常利益	1,676	1,677	0
	当期純利益	1,002	1,002	0
	総資産	31,706	30,550	△ 1,155
	純資産	8,464	7,308	△ 1,155
平成23年3月期通期	売上高	24,668	24,668	0
	営業利益	708	710	2
	経常利益	303	304	0
	当期純利益	319	310	△ 8
	総資産	37,302	36,143	△ 1,158
	純資産	7,706	6,542	△ 1,164
平成24年3月期通期	売上高	24,389	24,389	0
	営業利益	△ 3,141	△ 3,650	△ 509
	経常利益	△ 3,713	△ 4,224	△ 510
	当期純利益	△ 2,826	△ 3,159	△ 332
	総資産	37,914	36,933	△ 980
	純資産	4,319	2,823	△ 1,496
平成25年3月期通期	売上高	24,846	24,846	0
	営業利益	△ 897	△ 637	259
	経常利益	△ 1,680	△ 1,420	259
	当期純利益	△ 2,156	△ 2,087	69
	総資産	36,862	35,687	△ 1,175
	純資産	2,037	610	△ 1,427

第4 違法配当状態と対応策

当社は、平成6年3月に新潟証券取引所に上場（新潟証券取引所は、その後東京証券取引所と統合したことにより平成12年3月より東京証券取引所第2部市場となる）して以来、平成24年3月期まで継続的に株主配当を実施しているが、平成25年3月期は無配である。

前掲の過去決算の修正により、平成24年3月期は配当可能剰余金がゼロとなり、平成24年3月期に実施した株主配当金133百万円は、全額違法配当の状態となっている。

本調査委員会としては、違法配当状態を速やかに解消すべく措置を講ずるよう提言する。

第5 原因分析、責任の所在及び再発防止策に関する提言

1. 原因分析

(1) 経営者のリーダーシップ

当社の業績は、上場以来、黒字決算を維持していたが、平成24年3月期及び平成25年3月期は、大幅な赤字決算となった。最近2期間の赤字決算の要因としては平成23年3月の東日本大震災による風評被害やぶなしめじ工場の立ち上げなどが考えられるが、過去の決算における黒字決算の維持の反動も一因であると考えられる。

平成10年の近江八幡市の土地取得関連支出716百万円に関しては、進出計画が断念した段階で経営トップがその処理に関して真剣に取り組む必要があったが、事後処理を幹部や担当者に任せ、当時の役員・担当者レベルで土地勘定への振り替え処理を行ったものと認められる。これは、経営者の強すぎたリーダーシップによる暗黙の重圧により担当役員または担当者が業績に与える影響を回避したものであると推認される。

不動産の一部減損に関しては、会計年度ごとに具体性を欠く将来の利用見込みを説明したり、減損会計導入にあわせて無理な環境作りを行うなど減損の回避措置をはかったものと認められるが、背景には、経営トップによる業績維持の圧力が幹部や担当者までに及んでいたものと考えられる。

広告宣伝費に関しては、社長がリーダーとして先頭指揮して進めたプロジェクトであるが、担当者は、分割計上を前提に画策したものと認められる。担当

者の行動は、経営トップの意向を忖度し無理にでもそれに応えようとしたもの
と考える。

(2) 経営管理組織の機能

当社の経営管理組織の基幹をなす部長・本部長は短いサイクルで入れ替わっ
ている。幹部といえども定着率が悪く頻繁に退職している事実がある。このよ
うな状況下では、職務権限も曖昧な状態であり、監督・指示・報告体制が機能
しているとは認めがたく、また、時として組織体制を超えた業務指示が行われ
経営管理組織が十分に機能しない局面が見られる。

(3) 幹部社員のコンプライアンス意識

社内には、会社の行動指針である「私たちは出来ない理由を探しません！出
来る理由を見つけます！ 私たちは妥協しません！ 許しません！」が浸透し幹
部社員のコンプライアンス意識の低下を招き、リスク管理意識が希薄となっ
ている。当社は東京証券取引所市場第二部上場の会社であり、法令や会計規則を
遵守することは当然ながら社会的道義的責任があることを認識する必要がある。

(4) 業務プロセスにおける内部統制

広告宣伝費の処理に関しては、広告宣伝活動の立案から実施までの決定プロ
セスのうちイベント企画会社との契約交渉から契約締結までのプロセスが担当
者任せに行われ、上司その他業務担当者以外の者による交渉の途中経過の確認や
契約締結の最終確認手続きがなされなかったことにより不適切な会計処理を見
落とす結果となった。

また、当社は、雪国まいたけブランドの長期的な浸透効果を狙って積極的に
広告代理店等の外部専門家を活用してきたが、担当部署でイベント等実施に係
る費用の進捗管理が十分に行われず、イベント等の実施による役務提供と費用
計上時期の差異を発見することができなかった。

(5) 会計監査人に対する対応

当社は、平成17年3月期より会計監査人を現在の監査法人ナカチに変更した
が、建設仮勘定に計上している近江八幡市の土地取得関連支出の処理に関して
特別な説明をおこなっていない。また、前任の会計監査人からの引継事項にも
取り上げられていなかったため、すでに存在していた契約書が唯一の監査証拠
となり、建設仮勘定の内容、造成工事後の土地勘定への振り替え処理を容認し
たものと考えられる。

また、広告宣伝費の処理については、当社担当者が業務委託者に依頼して金利を営業管理費の表記に変更、契約書に添付されていたはずの作業内訳を除外した契約書のコピーを会計監査人に提示し契約期間にわたり役務提供を受ける内容であり、実施細目は委託者の裁量となっているので委託者の経理処理にかかわらず当社の分割計上が妥当である旨を説明している。

固定資産の減損に関しては、当社は減損処理をしないことを前提に将来の利用見通しが明確でない固定資産の利用計画を説明して減損会計適用初年度をクリアし、その後、一時しのぎの利用実績を作り上げたり、会計監査人の監査を意識した固定資産の活用方針を取締役に提起するなどして減損処理を逃れていたものである。

(6) 監査役会の機能

監査役会は、平成24年4月に社長、取締役及び執行役員宛に監査役の所見として書面による意見具申を行っている。所見の内容は、当社の実情を的確に捉え、コーポレートガバナンス、組織運営問題、資金繰り、会計処理関係、労務安全など多岐にわたる課題について提言している。

所見の中で広告宣伝費の繰延処理は不適切である旨の指摘がなされているが、監査役会の所見は反映されることなく今回の不適切な会計処理に至っている。

監査役会が幅広く当社の課題を提言しているにもかかわらず監査役会の意見を真摯に受け止めることができなかつた社長や取締役のコーポレートガバナンスの認識不足は改めなければならない。

2. 責任の所在

(1) 社長

社長は、強いリーダーシップで会社を上場会社にするまでに成長・発展させてきたが、強くなりすぎたリーダーシップが、自ら構築した組織を軽視する行動や過度の目標設定などにつながり不適切な会計処理を招くに至った面がある。

(2) 経営幹部

取締役は、代表取締役の業務執行を監督するとともに、自らも業務執行の一部を担う立場にある。社長の業務執行を監督する立場の取締役は不適切な処理に関して阻止するどころか、荷担したり、あるいは、部下が社長の意向を忖度するなどして動いていることに関して見過ごしてきた。経営幹部の自覚不足であり、それに対して結果責任が問われてもやむを得ないものとする。

3. 再発防止に関する提言

今回の不適切な会計処理が行われた背景には、社長の強いリーダーシップによってもたらされた不適正な会計処理の容認、それに対する取締役や監査役、内部監査室による監督機能が果たされていなかったことにより、全社的な内部統制の一部が機能していなかったことが指摘される。

(1) 全社的な内部統制に対する是正・強化策

全社的な経営方針、財務方針、組織の運用体制、経営レベルにおける意思決定のプロセスのあり方について見直しと強化策の必要性が認められる。

具体的には、経営理念や行動指針の見直し、取締役会の機能のあり方、執行役員制度の機能の見直し、職務権限規程の見直し、内部監査の強化、内部通報制度の機能向上に向けた取り組み等が必要である。

① 取締役会の機能の強化

現在、社内取締役 6 名、社外取締役 1 名、非常勤取締役 1 名の構成である。取締役会の機能強化のためには、独立取締役の増員等を行う必要がある。独立取締役に期待される役割は、専門的知見や技術を前提とした業務執行に関与せず、会社と独立した立場で、法律・会計面の専門知識や経験、上場会社としての社会的責任のあり方等の観点から社長や業務執行取締役の監督や助言である。

② 執行役員制度のあり方

当社は、執行役員制度を導入しているが取締役と兼任の執行役員は 4 名、執行役員は 3 名となっている。執行役員の地位や権限が曖昧であり、本来の執行役員として機能していない面があり、執行役員制度自体の見直しが必要がある。

③ 職務権限の見直し

職務権限規程は運用されているが、稟議に関する決裁権限を見直す必要がある。設備投資等、一定金額以上の支出案件決裁や重要事項の決裁に関しては事前審議体制を整えるとともに、取締役会の権限との関係の見直しが必要である。

④ 業務プロセスにおける内部統制の強化・是正

広告宣伝の実施は、支出金額が大きくなるため、広告宣伝実施決定プロセスにおいて、一定金額以上の実施予定案件については広告代理店との最終商談は

担当部長が同席するするとともに、担当部長が本部長に進捗を報告し、本部長が提案し社内決裁ルールに従い経営会議または取締役会で決定する業務プロセスを徹底して遵守する必要がある。

また、広告代理店との契約書締結に関しては、管理本部法務担当によるリーガルチェック及び財務経理部による経理処理の確認手続きを追加し、稟議による契約締結の業務プロセスを徹底して行う必要がある。さらに、広告宣伝の実施進捗状況を常時把握し、当初の経理処理を変更する必要がある場合は、速やかに財務経理部に報告する体制を整備する必要がある。

そのほか、内部監査室の監査対象に広告宣伝活動業務の定期的な監査を主要監査項目として追加するとともに、管理職に対する一定の会計知識や法務に関する定期的な教育の実施が必要である。

⑤ 内部監査の強化

内部監査は、年間の実施計画書に基づき、見積書の閲覧や債権管理の状況などの確認など監査計画に基づき適切な手続きを実施しているが、一定以上の金額の稟議に関しては金額や支出内容の妥当性、投資判断基準の合理性等より深く監査する体制が求められる。今後、コーポレートガバナンスが機能していくために内部監査の機能のさらなる強化と有効活用が必要である。

⑥ 内部通報制度の周知徹底

当社の内部通報制度は、専用窓口（社内および社外）や通報者保護規程の整備等が行われているが、利用頻度が低いため、社内報、社内の掲示板、イントラネットを利用した定期的な周知が必要である。

(2) 幹部のコンプライアンス意識の確立

経営幹部は、当社が有価証券報告書等を通して株主等利害関係者に対して経営の状況を開示することによって経営責任が果たされることを念頭において、適正な財務諸表を作成することの重要性を常に認識すべきである。

幹部役員や上級管理者は、設定目標やトップの指示事項の達成が著しく困難である場合に不適切な会計処理が行われやすいことに留意すべきであり、取締役及び監査役は財務報告とその内部統制に関し経営者を適切に監督・監視する責任を負っていることを強く自覚しなければならない。

また、時として組織を無視した行動が行われ、それが容認されていることにより実務を担当する現場には混乱や戸惑いが生ずる。経営管理組織の中枢を担う一員として、トップの指示事項や行動に対して、時には毅然とした態度で取

り組む必要があり、取締役をはじめ全社員向けの社内教育等の実施によるコンプライアンス意識の向上を図る必要がある。

(3) 社員のコンプライアンス意識の醸成

コンプライアンス教育は、社員の入社時研修のみに実施している。今回の事態を受け、役職別・職種別研修制度の見直しを行い、コンプライアンス研修は、年1回実施していく必要がある。

第6 社内処分について

1. 本件に関する関与者

本調査委員会は、本調査により判明した事実を基礎とすると、本事案に直接に関係したと認定するだけの証拠を得ることのできた担当者や幹部の大半はすでに退職していることから、直接的に関与したことを理由として社内処分することは困難であると判断した。

2. 役員並びにその他関係者

本調査委員会は、不適切な会計処理の発生、その結果により過年度決算訂正に至った事態の重要性に鑑み、特に本事案の発生当初から一貫して経営トップの地位にあった社長の責任は重いと考え、進退の是非を含む相応の責任の取り方を自ら考え頂くこととし、他の取締役については、当時の関与者を管理監督する立場にあった者及び取締役としての全般的な監督責任を有する立場にあったものにつき、その職責に応じて、降格や報酬のカット、配置転換などの処分を行うことを提言する。

また、執行役員その他関係社員をはじめとする不適正な会計処理の発見または防止すべき職務にあった者は、社内規程に則り厳正な処分を行うことを提言する。

以 上